

鳥労基発 0502 第 2 号
令和 7 年 5 月 2 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部長



令和 7 年度における林業の安全衛生対策の推進について（要請）

日頃より、安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
林業における令和 6 年の全国での死亡災害発生状況は、令和 7 年 3 月の速報値で 27 人であり、前年同期より 2 人減となっています。一方、鳥取労働局管内においては死亡災害は発生していないものの、休業 4 日以上之死傷者数は、令和 7 年 3 月の速報値で 13 人と前年同期と同数となっており、引き続き労働災害防止対策を推進することが強く求められています。

林業における安全衛生対策については、従前より、労働安全衛生関係法令に基づく対策の徹底、自主的な安全衛生活動の促進等により推進してきたところですが、依然として、労働災害の発生率が高く重篤な災害が多い状況にあります。

このようなことから、今般、厚生労働省から、第 14 次労働災害防止計画の内容も踏まえ、令和 7 年度における林業の安全衛生対策の推進に係る留意事項が別添のとおり取りまとめられました。

つきましては、この留意事項を傘下の会員等に御周知いただく等により、引き続き、林業の安全衛生対策の推進に特別の御配慮を賜りますようお願いいたします。



令和7年度における林業の安全衛生対策の推進に係る留意事項

1 第14次労働災害防止計画に基づく対策の推進

林業では伐木作業等における「激突され」等、業種に特有の死亡災害が多く発生している（令和6年の労働災害による死亡者数は、令和6年3月速報値で27人（別添1））。

第14次労働災害防止計画（以下「14次防」という。）において、林業は、業種別に労働災害防止対策を推進する業種の一つとされ、引き続き労働災害の一層の減少を図り、特に死亡災害の大幅な削減に向けて取り組むこととされている。

厚生労働省（都道府県労働局、労働基準監督署含む）、関係行政機関、関係団体等は、連携の上、事業者に対する関係法令の遵守の徹底、関係のガイドライン等に基づく対策の強化等を通じ、労働者の安全衛生の確保に必要な役割を果たすとともに、14次防の目標である死亡者数の15%以上の減少に向け真摯に取り組むことが重要である。

このため、令和7年度においては、次の措置が着実に講じられるよう取り組むこと。

- ① 伐木作業及び車両系木材伐出機械の運転等に係る労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）に基づく措置（別添2、3）
- ② 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日基発第1207第3号。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。）（別添4）に基づく措置
- ③ 「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（平成6年7月18日付け基発第461号の3。以下「林業の緊急連絡体制整備ガイドライン」という。）（別添5）に基づく措置

2 伐木等作業における安全衛生対策の推進

伐木作業等の安全対策について、小規模事業場における労働災害が多い状況にも留意し、安衛則に基づき、立木の伐倒時の措置及びかかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用、木材伐出機械等の安全対策の徹底等を図ること。

また、伐木等作業の安全ガイドライン及び林業の緊急連絡体制整備ガイドラインを関係事業者に対して一層積極的に周知するとともに、安全衛生教育等の機会を活用し、作業員に対して作業時の遵守事項、留意点等必要な事項を改めて教示すること等により、作業現場におけるガイドラインの普及、定着及びその徹底を図ること。

さらに、車両系木材伐出機械の運転等に当たっては、安全衛生関係法令の遵守等により、伐木等作業の安全を推進すること。

チェーンソー作業については、「チェーンソー取扱い作業指針について」（平成21年7月10日付け基発0710第1号。以下「チェーンソー指針」という。）（別添6）及び「騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について」（令和5年4月20日付け基発0420第2号）（別添7）に基づく振動障害予防対策及び騒音障害防止対策の徹底を図ること。

熱中症予防対策については、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を令和7年度

も5月から9月まで実施することとしているので、実施要綱に基づき重点的な対策の徹底を図ること。特に、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより重篤化を防止するため「報告体制」、「手順作成」、「関係労働者への周知」を実施すること。

3 安全衛生教育の推進

労働者に対する安全衛生教育等を的確に実施するとともに、令和3年3月17日付け基発0317第2号「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第36条第8号の業務）従事者安全衛生教育について」（別添8）に留意の上、概ね5年ごとに労働者が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第60条の2に基づく能力向上教育を受講できるよう、あらゆる機会を通じて事業者及び労働者に周知すること。発注者等においても必要な配慮を行う等により、安全衛生教育の機会を確保すること。

また、チェーンソー作業に係る安全衛生教育の実施に当たっては、チェーンソー指針等に基づく、「日振動ばく露量A（8）」をもとにした作業時間の管理等に関する内容も含んだものとなるよう留意すること。

さらに、厚生労働省が令和6年度に作成した林業分野の外国人労働者向け安全衛生教材（別添9）を事業者にも周知し、外国人を雇用する際等における活用を勧奨すること。

4 チェーンソーによる伐木等作業に係る安全対策講習会への参加勧奨について

厚生労働省委託事業により、チェーンソーによる伐木等作業に係る安全対策講習会を開催する予定であり、講習会では実技の時間を設定し、実機を用いて安全のポイントについて理解し習得できるようにしている。事業者に対して本講習会を周知する等により、事業場の安全担当者等の参加促進を行い、労働安全衛生法令及び伐木等作業の安全ガイドライン等の周知とこれに基づく措置の徹底を図ること。

5 関係行政機関の連携の強化

林業の安全衛生対策を推進する上で、厚生労働省、林野庁、都道府県林務部局等の関係行政機関が連携をすることは極めて重要である。このため、関係行政機関が連携・協力し、関係機関連絡会議の開催、合同パトロールの実施等の取組を進めるとともに、労働災害の発生を迅速に関係機関で共有する等、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置が確実に講じられる環境づくりを進めること。

6 関係行政機関と林業・木材製造業労働災害防止協会等との連携の強化

林業・木材製造業労働災害防止協会は、厚生労働省補助事業等により地域の実態等に即した取組を進めるとともに、関係団体等と効果的な連携を図り、林業の安全対策を推進することとしている。具体的には、令和7年度も伐木作業における安全水準の向上等を図るため、安全管理士が関係行政機関等の協力を得つつ、現場パトロール等を行うとともに、伐木等作業及び車両系木材伐出機械作業に関する作業計画の適切な作成のための講習会

を行う予定であるので、パトロールへの参加や講習会の参加勧奨等を通じて林業・木材製造業労働災害防止協会の都道府県支部等との連携を強化すること。

7 発注者における取組

労働災害の防止のためには、事業者による取組のみならず、発注者においても、事業の期間（契約期間）、作業方法、発注金額等が安全で衛生的な作業の遂行を損なわないよう十分配慮することが重要であることから、発注者は、事業を受託する者が安全と健康を確保するための措置を確実に講じられるよう安全衛生対策経費の確保をはじめ必要な取組を進めること。

2024 年の林業における死亡災害の事例

番号	発生月	時間帯	業種	作業の概要
1	1 月	8～10	木材 伐出業	チェーンソーで伐倒作業中、伐倒木の元口が激突した（推定）。
2	1 月	10～12	木材 伐出業	グラップルを使用し集材作業を行っていたところ、グラップルのブームとキャビンのフレームの間に挟まれた。
3	2 月	14～16	木材 伐出業	チェーンソーで追い口を切っていたところ、伐倒方向が予定とずれ、チルホールを押さえていた被災者に激突した。
4	3 月	10～12	木材 伐出業	伐倒木が、先に伐倒し残置させていた木に当たり、跳ね上がった木が激突した。
5	3 月	10～12	木材 伐出業	伐木作業で追い口を作っている最中に幹が縦方向に裂け、予定していない方向に倒れ、被災者の足が挟まれた。
6	3 月	10～12	木材 伐出業	伐木作業で追い口を作っている最中に立木が地面と垂直方向に割れ、割れた木が直撃した。
7	3 月	12～14	木材 伐出業	木材の搬出作業を行っていたところ、集材機の荷吊索が切れ、運搬していた木材又は切断した荷吊索が激突した。
8	3 月	14～16	その他の 林業	伐木現場における作業状況を撮影するために入場していた被災者に伐倒木が激突した。
9	4 月	10～12	木材 伐出業	斜面でフェラバンチャを使用し集材作業を行っていたところ、原木が運転席の防護柵に激突・貫通し、被災者が原木と運転席の間に挟まれた。
10	5 月	10～12	木材 伐出業	林業現場から車で移動中、右カーブの下り坂で外側土手に車が横転し、炎上したもの。
11	6 月	8～10	木材 伐出業	藤の蔓が絡んだ立木に追い口を入れたところ、当該立木が縦方向に裂け、はく離した木の下敷きになった。
12	6 月	8～10	木材 伐出業	伐倒木が伐倒方向とは逆方向に跳ねたため、後方の位置にいた被災者に激突したもの。
13	6 月	10～12	木材 伐出業	伐倒しようとした木に挟まったチェーンソーバーを引き抜いたところ、これが右耳に当たり負傷したため、急ぎ、斜面を下りようとした際に転落したもの。
14	7 月	14～16	その他の 林業	伐倒作業時、伐倒方向へ向けてくさびを打ち込んでいたところ、予定とは異なる方向に木が倒れ、これに激突された。
15	7 月	12～14	木材 伐出業	フォワーダにて丸太を運搬中、林道のカーブを曲がり切れず立木に激突した。この際、フォワーダから投げ出され、林道下の沢に転落した。
16	8 月	14～16	木材 伐出業	チェーンソーで伐倒作業中、伐倒木の下敷きとなった（推定）。